第十六条の二の次に次の一条を加える。

（農用地利用集積等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減の特例）

第十六条の二の二　法第四十条の二の二第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行規則第二十九条の規定の適用については、同条第一項中「同条の」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四十条の二の二第一項の規定により読み替えて適用される法第七十七条の」と、「市町村長」とあるのは「福島県知事の証明書及び市町村長」と、「法第七十七条に」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四十条の二の二第一項の規定により読み替えて適用される法第七十七条に」と、「利用権設定等促進事業」とあるのは「農用地利用集積等促進事業」と、「同条第三項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第三十一条の二の二の規定により読み替えて適用される施行令第四十二条の四第三項」と、「農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、同条第二項中「、市町村長」とあるのは「、福島県知事」と、「前項の」とあるのは「前項の福島県知事の証明書及び」と、「に当該」とあるのは「にこれらの」とする。

第十六条の四の見出し中「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に改め、同条第一項中「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に、「帰還環境整備事業計画」を「帰還・移住等環境整備事業計画」に改め、同条第二項中「第八条第一項（第七号）」を「第十八条第一項（第六号）」に改め、同条第三項中「第八条第一項（第八号）」を「第十八条第一項（第七号）」に改める。

第十七条の見出し中「船舶又は航空機」を「漁船」に改め、同条第一項中「船舶」を「漁船」に改め、「船籍港（漁船の場合にあっては、）」を削り、「根拠地」を「根拠地」に改め、同条第二項中「船舶で」を「漁船で」に改め、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を削り、同項第四号中「船舶」を「漁船」に改め、同号を同項第二号とし、同条第三項第三号、第四項及び第五項中「船舶」を「漁船」に改め、同条第六項から第九項までを削る。

第十七条の三及び第十七条の四を削る。

第二十一条の見出し中「船舶又は航空機」を「漁船」に改め、同条第一項中「船舶で」を「漁船で」に改め、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号中「船舶」を「漁船」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十四条の二第五項の改正規定、同条第六項第一号の改正規定（「被災受贈者」の下に「（法第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者をいう。以下この条において同じ。）」を加える部分に限る。）、同条第十一項の改正規定及び同条第十二項第二号イ⑵の改正規定　令和四年一月一日

二　第六条の八第三項の改正規定及び第九条の八第三項の改正規定　マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）の施行の日

（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二条　所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下「改正法」という。）附則第八十三条第二項に規定する財務省令で定めるものは、同項に規定する旧認定地方公共団体の交付する東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第六十九号）第九条第二項に規定する概要を記載した書面に新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響により改正法第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧法」という。）第十条第一項に規定する指定期間内に、取得又は製作若しくは建設をして、改正法附則第八十三条第二項に規定する旧産業集積事業又は旧建築物整備事業の用に供することができなかったと認められる資産として記載された旧法第十条第一項の表の第一号の第四欄に掲げる減価償却資産（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第二項第八号に規定する減価償却資産をいう。次条において同じ。）とする。

（個人の特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等に関する経過措置）

第三条　改正法附則第八十八条第二項に規定する財務省令で定めるものは、同項に規定する旧認定地方公共団体の交付する東日本大震災復興特別区域法施行規則第十五条第二項に規定する概要を記載した書面に新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により令和三年三月三十一日までに、取得又は製作若しくは建設をして、改正法附則第八十八条第二項に規定する開発研究の用に供することができなかったと認められる資産として記載された減価償却資産とする。

（個人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する経過措置）

第四条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第百二十五号。以下「改正令」という。）附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正令による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「旧令」という。）第十三条の二の規定に基づく改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）第三条の五の規定は、なおその効力を有する。

（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第五条　改正法附則第九十五条第二項に規定する財務省令で定めるものは、同項に規定する旧認定地方公共団体の交付する東日本大震災復興特別区域法施行規則第九条第二項に規定する概要を記載した書面に新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により旧法第十七条の二第一項に規定する指定期間内に、取得又は製作若しくは建設をして、改正法附則第九十五条第二項に規定する旧産業集積事業又は旧建築物整備事業の用に供することができなかったと認められる資産として記載された旧法第十七条の二第一項の表の第一号の第四欄に掲げる減価償却資産（改正法第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「新法」という。）第二条第三項第十二号に規定する減価償却資産をいう。以下同じ。）とする。